

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 報告第 1 号

専決処分の報告について

市が設置し、および管理する公共賃貸住宅の管理上必要な建物明渡し等を請求する訴えの提起を平成 26 年 12 月 15 日地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決したので、次のとおり報告する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 当事者

原告 函館市

代表者 函館市長 工 藤 壽 樹

被告 住所 * * * * *

* * * * *

2 請求の趣旨（内容）

(1) 被告は、原告に対し、市営住宅 A-サム サカエ 408 号（以下「本件建物」という。）を明け渡すこと。

(2) 被告は、原告に対し、滞納賃料 176,220 円および平成 26 年 10 月 11 日から本件建物の明渡しを行う日まで 1 か月金 27,700 円の割合による金員を支払うこと。

(3) 訴訟費用は、被告の負担とすること。

との旨の判決を求める。

3 請求の原因

(1) 原告は、平成 15 年 3 月 12 日被告との間で賃貸借契約を締結し、本件建物を被告に引き渡した。

(2) 被告は、平成 25 年 2 月分から平成 26 年 8 月分までの賃料のうち合計金 194,100 円の支払いを怠った。

(3) 原告は、被告に対し、平成 26 年 9 月 15 日到達の内容証明郵便で、上記滞納金額を平成 26 年 10 月 11 日限り全額一時に支払う

こと、もし期限内に支払のないときは、改めて通知催告することなく本件契約を解除する旨、催告および停止条件付き契約解除の意思表示を發した。

(4) 被告においては、上記期限内に滞納家賃料全額の支払いをしなかったため、本件契約は指定期限の経過により解除となった。

(5) 平成26年11月5日付けにて平成26年11月分として27,700円が、また、平成26年12月15日付けにて平成26年12月分として27,700円が支払われたが、既に契約解除となっていることから、滞納している平成26年2月分および3月分へ充当することとした。

(6) 原告は、被告に対し、本件契約の終了を原因として、本件建物の明渡しを求めるとともに、併せて前項の計算による滞納賃料の138,700円と平成26年9月1日から平成26年10月11日までの滞納賃料37,520円を併せた滞納賃料176,220円及び平成26年10月11日から本件建物明渡し済に至るまで1か月27,700円の割合による賃料相当損害金の各支払いを求める。

4 訴えを提起した日

平成26年12月17日

5 管轄裁判所

函館地方裁判所